

第2回座間味村議会臨時会

第1日目

2月27日

令和5年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 2 7 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和5年2月27日 午前9時00分 議長宣言		
	閉 会	令和5年2月27日 午前9時26分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	6 番	宮 平 清 志		
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 秀 克	1 番	又 吉 文 江
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	総 務 課 長	宮 平 壮一郎		
	船舶・観光課長	中 村 悟		

令和5年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和5年2月27日午前9時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第5号）
4	議案第5号	財産の取得について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和5年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前9時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村秀克議員及び1番 又吉文江議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日限りに決定しました。

日程第3．議案第5号 財産の取得について提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしく願いいたします。

議案第5号

財産の取得について

クイーンざまみを次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び第8号の規定により議会の議決を求める。

1 品 名	汽船クイーンざまみ
2 屯 数	196屯
3 取得金額	1,097,624,987円（消費税99,784,089円）
4 取得の相手方	那覇市泊3丁目1番地8 沖縄県離島海運振興株式会社 代表取締役社長 城間 徹二

令和5年2月27日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

クイーンざまみの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

さらに補足をして今回の経緯を説明させていただきます。私たちの所有するフェリーざまみ、それから今回取得をしようとしている高速船クイーンざまみでございますが、フェリーざまみに関しましては前回の沖縄特別措置法の中で一括交付金という制度が前回から始まっております。その一括交付金の中の沖縄県の活

用する金額の部分で船舶の買取り支援、あるいは建造支援というメニューがございまして、その中で座間味村の本村におけるフェリーざまみ3にしましては補助金を頂いて建造したという経緯がございまして。しかしながら、この制度につきましては1航路1隻までという決まり事がございまして、私どもは今回クイーンざまみを建造するに当たっては、その障害があったことから補助金を取得することができませんでした。これは隣村の渡嘉敷も一緒でございまして。そういった中で座間味村といたしましては高額なリース料が発生することから、財政の健全化も含めてあらゆることを考えながら補助金を探してきたところなんです。これも前回の沖縄特別推進措置法の中での事業の一環ではございますが、離島活性化交付金事業という新たなメニューが数年前からできてございまして、これをどうにか活用できないかということで2年前からいろいろと政府側、沖縄振興局側との調整をさせていただきながら、今回のクイーンざまみに関しては離島活性化交付金を活用して購入をするということが昨年の9月に確定してきたところでございまして。この件につきましては既に広報のほうでも今年度中にクイーンざまみを取得させていただくという告知はさせていただいておりますが、改めて紹介をさせていただきますと、このクイーンざまみ、現行で約11億円の船価が残っております。その部分の8割を補助金で賄うということでございまして、約8億8,000万円の補助金を頂き、残りの2億2,000万円を起債、いわゆる一般の家庭でいう借金で賄うというふうなことになります。ただ、その中で借入れのほうも辺地債と公営企業債という2種類の借入れ先がございまして。それぞれから1億1,000万円を借入れすることで今回の買取り、そして財産の取得をするということになります。リース料の場合は年間約1億4,000万円を9年間かけて払っていく。その後も減価償却をした後に再リースをするのか、買取りをするのかというのが現行のリースの制度でございまして、今回買取りをすることで11億円のリース料が2億2,000万円の借金、いわゆる起債に変わります。そうしますと、これまで年間リース料として1億4,000万円ぐらい払っていたのが、起債での年間の支払額は同じく9年ですが、約3,800万円ということで相当な経営の健全化が図れるというものでございまして。さらに、その中でも辺地債の借入れの1億1,000万円につきましては、特別交付税で交付税措置がなされる有利な制度で借入れをさせていただくことから、元利償還に関しましても約75%が特別交付税で返ってくるというふうに言われておりますので、実質の支払額というのはさらに下がるということでございまして。今回はこの提案をさせていただきながら、厳しいコロナ禍の中での船舶の運営を含めてありましたが、この制度を活用しながら財政の健全化、あるいは航路事業の健全化に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第5号 財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。よろしくお願いたします。ちょっと経緯だけの説明をお願いします。この専決を行ってから、今広報のお話ですけれども、先に広報のほうで買取りというのが決定しているという流れを先に聞いてしましまして、本来だったら議会で専決をしてからの発表になるんじゃないかと思いますが、なぜ先に広報が走り出してしまったのか説明を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件につきましては、2年前から交渉をさせていただいているということは話をさせていただきました。

そして交付決定につきましては去年の9月に決定いたしまして、12月に予算化をさせていただいております。そういったことも含めて予算化した時点で、今年度、船の買取りもしますよというような話でございますので、決定したということに関しては特段問題はないということだと思っております。それを実行するに当たってはもちろん議会の議決が必要なので、今日の議会の議決をいただきたいというのがこれまでの流れでございます。例えば来年度こういう仕事をしますよといったときに、3月の議会で予算が決まりましたら、例えば道路を造りますよというときも、道路を造りますよという広報をさせていただきます。この道路を造るときに工事の金額が例えば5,000万円を超えた場合には議会の議決が必要になりますので、契約の場合は、そのときには、また改めて同じような形で契約の承認ということで議会に承認を求めるということになります。ですから、例えば来年度こういうことをしたい。予算が通った時点では基本的には、例えば来年は道路を造ります。あるいは、来年はどここの学校の施設整備をしますよというのはこれまでも普通に広報をさせていただいているところでございますので、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

今のに関連してですが、村長の言うことも分かります。別にいいことであれば異論はありませんが、やっぱり広報に載って一言ですね、「これは議会の議決を経て執行します」とかそういう一文でも入っていれば、やっぱり村民としては勘違いして、いつ決まったのかと。議会はいつ開いたのかと、いつやったのかと言われても私たちは困るんですよ。僅か何文字ですよ、入れるだけで全然違うわけですね。聞いたら、今座間味区には広報が配られていないという話で、また村民に……、いわゆる配るなら一斉に配って、みんなが共有してやってもらえればいいんじゃないかなと思います。やっぱり非常に大きい、もう10億円も超える事業ですから、これは議会の議決は必要だし、一言言葉を入れるだけで、勘違いされる方もいると思いますので、その辺はやっぱり気をつけていただきたいなと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございました。その辺は私たちも配慮に欠けていた部分があったかと思いますが、先ほども話したとおり5,000万円以上の契約に関しましては議会の議決が必要だということは重々承知しておりますし、これからも当たり前の議論はさせていただきますが、そういった中で例えば学校の建築とかも大きな金額が動いたりします。そういった広報をさせていただくことは、予算を通過させていただくということで、まず一つの段階をクリアさせていただいたということで、村民の皆様への告知といたしましては、買取りが決まって議会の議決を経た後に広報するということ、それは逆に終わって半年後にしか広報が出ないという部分もございまして、行政と議会が一つになって、こういう仕事をしているよということをお示しするのも私たち行政マンの仕事かなというふうに思っております。その辺はまた議論の余地があるかと思っておりますので、しっかりと議論をさせていただく中で事業の公開の在り方というのはしっかりと検討させていただきたいというふうに思っておりますが、5,000万円を超える工事也非常に多ございますので、その辺はまた逆に御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。広報の発刊は四半期に1回ぐらいのペースだと思うんですけども、やっぱりタイミング的にきつい、いわゆる三、四か月後に出したらちょっとタイムラグがある。だけど、出してもいいんですけども一言、この文章をつけるだけで全然読む方の印象も違うと思いますので、その辺ですね。出てしまっているの、これから気をつけてもらえればなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。今日はよろしくお願いします。先ほど広報の話も出ていたんですけども、やっぱり公共団体として公共サービスを村民にすることになるとは思うんですけども、なぜ座間味区だけ広報が滞っているのか。慶留間の議員から聞いたのが10日以上前だったんですが、全然座間味区には一切広報は配られていません。やっぱりサービスを提供する地方公共団体としては、きちんとつつがなく区民にお知らせしていただきたいと思っています。総務課長、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

おはようございます。ただいまの件ですが、広報の配布につきましては今日、私のほうが事前に調べていないところはあるんですけども、これまでの経緯としましては1つ目に、これまでお願いしていた区との契約が今成立していないという状況下で、村のほうで独自で座間味区に関しては配っている経緯がございます。その中で、やはり配布であえて別の方を公募して、その方をお願いすると。そういったことが遅れて、また私のほうからの指示も下のほうに十分伝わっていなかったということがございます。それで座間味区のほうには区民、また区長のほうにも御迷惑をかけた次第でございます。この辺は早めに解決するように進んで取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今のこの議題とはちょっとずれてしまうかもしれないんですが、私が区長を兼任できないということになって、10月の終わりぐらいに総務課長と区の三役としっかりと話し、この広報に関してやっぱり滞ってはいけないという、区長として今までやってきた仕事ができなくなるということでお話ししたときに、それは村のほうでしっかりとやりますというコメントをいただきました。2月の終わりに去年の11月のひだまりが来たりとか、何しろすごく遅れているので、そういうのはやっぱり住民一斉に、今は広報ざまみの話なんですけれども、一斉に配っていただきたいというのはお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ありがとうございます。御承知しました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありますか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

おはようございます。先ほど西田議員からも言った、広報から先になったというものです。私はどうも納得いかないですね。これは住民から私は教えられました。議員がそれを住民から教えられるという自体が

恥ずかしいことです。広報が先に回っていて、そういうことの話が出たものですから、ちょっとこれは恥ずかしいなと思って、この辺は気をつけていただきたいなと思います。

あともう一つです。議案書というのはこれだけでは絶対足りないです。今までのリースの内容がありますよね。この内容がどういう形で、まだ買って2年もなっていないです。これはリース保証問題とか、保証がどれくらいあって、これまでのクイーンが1、2、3でありますので、その今までの経験、リースをしていて、どれくらいのリース料がかかって、買い取ったときにどれくらい、リースのときはこれくらいというような内訳を、その中身を私たちは知りたかったんですよ。買い取ったときにリースというか、こういう補償はできないとか、そういう問題とか、補償ができなかったものにかかなりお金がかかった場合にはどうしますかと。そういうような補償ができないとか、そういうことになった場合に、そのときには結局じゃあどうしますかと。村の予算で全部出しますかと。今までリースでしたけど、リースの場合はリースで保証がつくとか、そういうようなメンテナンスの場合はいろんな問題が発生するんですよ。車もそうなんですけれども、リースの場合はこのリース会社がみんな持ってもらおうとか、買い取った場合はこれは補償できませんよと。そういうものが全部発生するんですよ。そういう内訳をちゃんと説明してもらいたいなと思ったんですけれども、議案書がこんなものでちょっとびっくりしたんですけれども、その辺についてもうちょっと細かく議案書を出してほしかったなというのが私の要望ですけれども、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは広報の在り方について、先ほどから話をしております。12月の補正予算でお示しをさせていただきました。まずそこはお互い確認させてください。そこで皆様方にも説明をさせていただいておりますので、そこは御承知おきいただきたいと思っております。

併せて財産の取得の細かい内容の説明、幾分か足りない資料もあったのかもしれないというところは反省をさせていただきながらでの私の先ほどの説明ではございましたが、例えば補償の問題とかこういう細かいところまで行くと、やはりお互いの仕事の住み分けだと思っております。リースをするに当たって、あるいは買取りをするに当たって、事細かいところまでどれだけお示しできるか。例えば支払いの金額の話も約幾らという話をさせていただいておりますが、これは利率も確定をしていません。これからの借入れになります。制度上、そういうことになっているんですね。ですから、そういったところも含めてここはお互いの仕事の住み分けとして、私たちにさせていただくところはしっかりとさせていただきます。その中で、不具合が生じたときにどうするかということも含めて私たちはしっかりやっっていこうと思っておりますが、まず今回の話はリースから買取りをさせていただいていいですかということでございます。11億5,000万円のリース料を2億2,000万円の借金に変えていいですか。悪いことはないとは思っております。村民にとっても、財政にとっても、船舶の会計にとっても。まずはそこが論点だと私は思っております。先ほどの説明の中で足りない部分は御指摘をいただければしっかりと説明をさせていただく。あるいは改めて説明をさせていただきますので、そこは大変申し訳ないんですが、ほかのこれから先の契約等に関しましても住み分けをさせていただいて、議員の先生方から足りない部分は請求していただく。その中で私たちがしっかり説明していくということが私たちの議会と執行部の在り方だというふうに思っております。いろいろな御議論があらうかと思いますが、ぜひともこの辺は御理解をいただいて、今回の議案につきまして御承認をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

このクイーンざまみ3も買って間もないんですけども、新艇ですので、その新艇の場合に、やっぱり車でもそうなんですけれども、家でもそうなんですけれども、5年間は免税、免除をしてもらおうとかいろんなものがあるんですね。その辺に対してこの新艇、何年間はどこまでの保証ができるか。そういうものの契約書というのが私には見えないんですけども、全てを保証してくれるのかというのを、その辺はやっぱり買い取ったらそれが全て消えるのかというのを知りたかったんですよ。その辺が最低5年ぐらいは保証期間があるんだということで、それを過ぎると幾ら買い取っても、それはアフターはできないと。そういうことがあるのかないのかというのだけ、教えていただきたいです。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、例えば今高速船クイーンざまみも多少の不具合が生じております。そのために皆様方には御迷惑をおかけすることになります。3月に約1週間弱、陸上に揚げまして、舵の周りのカバーの取替えをさせていただくことになっておりますが、これも保証の範囲内でさせていただくことになっておりますし、車の買取り、車のリース、あるいはこの船舶のリース、買取りに関しましても、一般的な契約の内容がございまして。さらには、私たちの高速船も今リースをしている沖縄県離島海運振興株式会社でございましてけれども、専門の技術職の方もいて、年間の契約の中で船舶のメンテナンス等についてのアドバイスをいただく。そういうこともさせていただく中で、建造していただいた造船会社の皆様方との連携を図りながら不具合を解消しているというのも現状としてございまして、その辺の関係性は何ら変わらないというふうに思っておりますが、こういった場合、ああいった場合という細かいことに関しては一つ一つの事例がありますので、その中でしっかりと対応していただく部分は対応していただきますし、仮に私たちのスタッフのミスで起こってしまった問題が発生した場合には、それは保証の対象にならないかもしれないとかいろいろな場合がございます。それに関しましてはしっかりと契約の中で、あるいは当初造っていただいた中で保証ドックもさせていただくことになっておりますし、今のフェリーも実際に、多少の修繕が必要な部分を今年の5月のドックの中で、先方のほうに費用を見てもらいながら直したりということも実際に今しているし、これからする内容もございまして、しっかりとその辺は精査をさせていただきながら、住民の皆さんにできるだけ負担をかけない、あるいは迷惑をかけないような航路事業運営を心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

車と違いまして船舶の場合はかなり金額が半端じゃないですので、その辺はしっかりと保証契約書を書いてもらって、それで買い取るような形でぜひお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前9時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 又 吉 文 江